

今後録署名議員選挙

議長(加藤市花)署名議員の選挙は指名推薦により指名者を議長とする旨を告ぐ今後に諮り異議^{がない}から指名推薦によることに決する旨を告ぐ

議長(加藤市花)たの者を指名し一名毎に今後に諮り異議なく決する

天野由三 田村亨一 村野英平

議長(加藤市花)今後を閉する旨を告ぐ

議長(加藤市花)本会議を閉する旨を告ぐ。時に五時十分右今後の方針を記載しその相違ない事を認する

ため二に署名する

昭和十六年二月十二日

福生町議会議長

全

議員

天野由三

全

議員

田村亨一

全

議員

村野喜平

別紙會議録收調査の上署名捺印を契印と願
ひ申上ります。

三月九日

井上岩次郎

貫井伴作

磯村武夫

様

第十一番

木尾昌三

第十二番

第十三番

第十四番

高水藤太郎

第十五番

磯村武夫

第十六番

設樂美知

第十七番

田有利一

一 郎 吉 郎 一

第

張

福田

四

三

和昭

東都西廡

昭和十六年福生町議会臨時會議錄
昭和十六年二月二十日福生町議會臨時會を福生町役場に招集する
一應招議員に通り

第一番

兎島信一

第十五番

田村福

第四番

田村幾太郎

第十六番

高橋三郎

第五番

横田壽照

第十七番

森田幸茂

第六番

天野由三

第三十番

羽村榮吉

第七番

田村信

第三十二番

平井初五郎

第八番

高橋角花

第三十三番

井上岩次郎

第九番

村
毛
昌
三

第十四番

費井伊作

第十二番

高水藤太郎

第千五百

磯村武夫

第十三卷

設樂美知

第二十六卷

田有利

会議事件の通り

- 一、福生町の特別取組の取組の給与に關する條例設定の件
 - 二、福生町の一般取組の給与に關する條例設定の件
 - 三、福生町取組退取金支給條例の一部改正の件
 - 四、取組団体の交遊に關する條例設定の件
 - 五、福生町取組定数條例の一部改正の件
又、自昭和五年度福生町青楓街道改修費等期及び支出方案
至昭和五年度
 - 七、公益質屋設置について東洋都と協議の件
 - 八、公安委員任命について同意を求める件
- 副議長(平井初五郎)二月二十三日午後一時十五分開会を宣す
地方自治法第百三十一條の規定により議長の請求により出席した者の
通り

議長 岸 徳次郎 助役 川谷金吉、斎藤孝太郎
本會の書記の通り

囃子 内田 勇、高水求

副議長(平井初五郎)午後一時七分開議を宣す
出席議員の通り

見島信一 田村幾太郎 橋田嘉昭 天野田三

田村 信 高橋角也 村尾昌三 高橋藤太郎

設樂美知 田村福一 高橋三郎 森田幸徳

羽村常吉 平井初五郎 井上孝次郎 豊井伸作

磯村武夫 田村利一

議長(平井初五郎)本會の会期を一日とする旨を告げらる

日程表(議事録上号)福生町の特別取組の取組の給与に關する條例設定の件

日程第一(議案第十号) 補選の取組費の給与に關する條例設定の件
日程第二(議案第十一号) 補選取組費 退取金支給條例の一部改正の件

副議長(平井初五郎) 議案第十号及第十一号、第十二号議案については前回
の議案に於て委員附議となつてものにつき、財政委員長より説明され
たいと述べる

一 財政委員長(田村福一) 委員附議となつた本件については審議の結果議案第十号
については原案通り決定、議案第十一号の第三、第四、第五、同順位の手は
男は女に長は幼に先づるものとするところを削除の上決定した
又議案第十一号にあつては第三、第四、第五の末尾に相當する
金額を挿入し第十一号第三、第四の末尾同順位の手、以下を削除と
して決定せしむべし

副議長(平井初五郎) 今午委員長より委員会に於ける審議の結果の説明

がありましたが、これについては質疑はないか

副議長(平井初五郎) 本件については異議あるや否かを今議に諮り全会
一致につき、委員会審議決定通り決定する旨を告げら

日程第四(議案第十二号) 取組費用の交渉に關する條例設定の件

副議長(平井初五郎) 本件を議題とし第一読会を開く旨を告げら

書記 朗読

一 町長(岸徳次郎) 前回の議案に於て議決した所あります取組費用の登錄について
町との交渉等必要な事項を定めるため本條例の設定が必要となつ
た詳細については総務課長より説明される

一 総務課長(田村勇) 取組費用は條例で定められた条件において町長並に
その機關の長と交渉がある

役場に於ては町長に、農地委員等に於ては委員長に交渉すること

に於るが此は登録を受けね国体のみに交渉が出来る決す
副議長(平井初五郎) 本件について異議あるや否かを今議に諮り全會
一致につき、稟議通り決定する旨を告げる

日程第五(議案第五号) 福新町職員定数條例の一部改正の件

副議長(平井初五郎) 本件を議題とし、第一読會を用く旨を告げる

書記 朗 読

一 町長(岸徳次郎) 昭和二年町職員定数を改正しましたが、その後特に配給
制度の統制が緩和されねの点事務に余裕が出来るかと思つて此れは
今般の未熟配給制度の改革、及地方税法の根本的改正、國民
健康保險の事業拡充等に伴ひ、増員を必要とするに至つ
た。これに及して農地委員會の事業の縮小により農地委員會の取
組の減通が可能となつた。と述べる

一 副議長(平井初五郎) 今般所長より提議がありました、が質疑はなかりか。

一 町長(岸徳次郎) 此が最少数限度が、増員は適ぐわるが

一 町長(岸徳次郎) 最少数限度であり、適任者があれば適ぐ増員したい

一 町長(岸徳次郎) 現在の職員数との差は幾人か

一 町長(岸徳次郎) 六人増員となる

一 町長(岸徳次郎) 技術吏員とは何か、又吏員を指すか、

一 町長(岸徳次郎) 土木建築関係の技術者ですが現在を居りません、この

技術吏員の採用によつて無勞関係の事務が緩和されます

一 町長(岸徳次郎) 農業関係の技術員は、

一 町長(岸徳次郎) 技術吏員の定員は三人である、一人は考えられる。

一 町長(岸徳次郎) 増員した七人が全部配給係か、

一 町長(岸徳次郎) そうではない。

一 副議長(平井初五郎) 本件につき要議あるや否やを諮り、全員異議なきに

原案通り決定する旨を告げる。

日程第六(議案第十八号) 自昭和三十一年度
至昭和三十二年度 福生町青森街道改修費支出予算

一 副議長(平井初五郎) 本件を議題として第一讀会を開く旨を告げる。

書記 朗讀

一 町長(岩瀬次郎) 本件については沼田銀座より陳情があり、これを旨として先般
議会に相談致し、ところがこの道路は町の補助道であり、まず町より

多少の補助金が出されると思ひます。總工費と三十二年度を算に於て支出
するに困難を感ずる三十二年度にもなる。繼續事業として承認を頂
きたる提案は次第であります。

一 第十五番(田村福一) この三つの経費に工の施行につき振興委員協議をこのか
又補助額等を決定されたか。

一 助役(川窪金吉) この道路の改修工の当りだりです。結構とは思ひが都の補助

道であるが都の補助金が出ると思ひが関係方面に交渉し、これを決之
する補助額は見出せようが、一応總工費の二分の一を經上して兩年度
にわたる繼續事業として承認を得た上、工の施行の詳細を定むは後

日振興委員と協議致すとい。

一 第四番(田村幾太郎) 路面の改修工事より側溝を完備させた方がよいが、

一 町長(岩瀬次郎) 工の方法は日振興委員会に諮ることも本件を繼續
事業として認めて頂くことと繼續事業として工の執行が出来る。

一 副議長(平井初五郎) 本件につき異議あるや否やを諮り、全員一致につき原案通り
決定する旨を告げる。

日程第七(議案第十七号) 公益質屋設置について東京市と協議の件。

一 副議長(平井初五郎) 本件を議題として第一讀会を開く旨を告げる。

書記朗讀

一助役(奇原吉太郎)郡営公益質屋の設置と昨年の春都と交渉した六七月頃には南談するとして進んだが八月の郡議会で否決された。公益質屋法によるものは村は自体で設置すべきであるとして取り却では五百万円融資する云々の當りは合は需要者の範囲が僅かとなり郡営ならば範囲が広くする。郡の條例にも都の住民のためにあるとあるがその実かどう郡営にすべきであるとたまた同一歩調である田無、日野両町と協同して強力に運動した結果郡営で三多摩に設置しようとの結論を得た。民生局長に面会した局長はすぐにも三多摩に設置しようとの意向である問題予算の裏であらうがあの四五万円の融資して今年度中に南談して頂きたいと申入れをした。民生局長も同意あるところであった。そのころ都と協議する必要がある。本日議題として提案した次第であります。

一第十五番(田村福一)どの位の経費がかかるのか

一助役(奇原吉太郎)談備費三百万円乃至三百万円その他融通の資金

よかに既設建物を借用するところであったが都では致談する予定である。

一第十六番(宮崎角生)実際に南談するは十月頃にもう見込である。

一副議長(平井初五郎)本件につき異議あるや否やと会議に諮り、全会一致で決

定する旨を告げる。

日程第八(議案第六号)公安委員任命について同意を求める件。

一副議長(平井初五郎)本件を議題として第一讀会を開く旨を告げる。

書記朗讀

一助役(川達金吉)これは前回西川氏が任期途中で辞職したとてその残任期間を西川常太郎氏が就任したと見て大目では任期満了と見ておさうに引続き申依頼するまいと述べる。

（第十番（吉橋三郎）任期は全部三年間のみ、

一、所長（只中徳次郎）　　「さうです最初是一年二年三年本員とある。」

（副議長（平井初五郎））本件に付異議あるや否やと會議に諮り、全會一致に付き原案の通り決定する旨と告げる。

會議録署名議員選挙

（副議長（平井初五郎））署名議員の選挙は指名推薦により指名者を議長とする旨を告げ會議に諮り異議があるや否やと指名推薦にすることに決する旨と告げる。

ける。

（副議長（平井初五郎））左の者と指名し一名毎に會議に諮り異議なく決する。

井上岩次郎　　賀井伊作　　磯村武夫

（副議長（平井初五郎））會議を閉する旨と告げる。

（副議長（平井初五郎））本會議を閉會する旨と告げる。

時に午後三時三十分より

お會議の次第を記載しその相違をいしと澄するためここに署名する。

昭和三年三月三日

福生町議會副議長 北原市花

全　　議員 井上岩次郎

全　　議員 賀井伊作

全　　議員 磯村武夫